

令和2年5月11日

保護者の皆様

杉並区立向陽中学校

校長 中谷 愛

臨時休業中の本校タブレット型情報端末の校内一時貸出について

晩春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、臨時休業期間中に、課題学習に取り組む際のサポートを目的とした動画配信のご案内を向陽中だよりにてさせていただいたところです。これに際し、常時接続のインターネット環境が整っていないご家庭を対象に、本校ではパソコン室に所蔵するタブレット型情報端末を校内で一時的に貸し出すことといたしました。

つきましては、下記の要領にて行いますので、ご希望の場合は、本校へ電話にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和2年5月11日（月）から臨時休業終了までの平日について、
各日午前9時00分～11時30分、午後1時30分～4時00分のうち30分間
- 2 申 込 **保護者の方が**本校へお電話にてお申し込みください
(向陽中電話番号：03-3302-2989)

なお、安全ならびに衛生管理上の観点から、次の通りに利用規則を定めています。

学習支援のためのタブレット型情報端末の校内一時利用規則

- (1) このタブレット型情報端末の校内一時貸出は、常時接続のインターネット環境が整っていないご家庭を対象とします。対象に当てはまらない場合は、ご遠慮ください。
- (2) 「3密」を避けるため、一つの時間帯につき1名の利用とします。利用日時の事前調整が必要となるため、希望する場合は保護者の方が事前に本校へお電話いただき、利用日時を決めてください。
- (3) 利用する生徒は、健康観察記録を記入し、持参してください。持参し忘れた場合は貸出を行いません。改めて利用日時を調整してください。
- (4) 利用する生徒は、職員室に来室し、日直の先生に来校目的を伝えてください。
- (5) 利用する生徒は、学校図書館で30分間に限り、情報端末を利用することができます。端末は、本校または杉並区教育委員会が配信する学習動画を視聴するために使うものとし、目的外の使い方はしないでください。
- (6) 利用後は日直の先生に端末を返却し、まっすぐ帰宅することとします。

以上